

會豫告程度に止め他は撤廢せしむる事とし十四日朝争議關係の各労働團體に對して夫々通告を發した
り。

一方縣當局に於ては萬一の變に備ふるため姫路師團に對して派兵を要求する事に決し十三日有吉知
事は梶原高等課長を急遽姫路に出張せしめ師團當局と種々打合せせしめ其の歸神を待ちて愈々正式に
知事より派兵を電請、師團に於ては同夜歩兵第三十九聯隊に於ける將校下士卒の不時召集を行ひ、指
揮官町田徳助中佐以下一個大隊の軍隊は武装嚴めしく翌十四日午前二半姫路驛發の特別軍用列車にて
出發、兵庫驛に下車し直に和田岬の海港檢疫所に入り、萬一の暴動化に備へて駐屯せり

註一 警察部長談

「労働争議は漸次悪化して遂に川崎造船の職工が工場管理をするとまで云ひ出した。名は工場管理であつても見やうに據つては
強奪とも云へやうに押し入りとも云へやうな名はさうあらうとも其の行爲は不法行爲であると認める。不法行爲が單り川崎造船のみ
に止まらず彼方の工場でも此方の工場でも行はれる事になればそれこそ秩序は紊れて了ふ。秩序の紊亂がたゞ工場内だけに止まら
ばまだ取締が容易であらうが堤が切れた洪水のやうに、全市に漲つて來た時は逆も小數の警官の力位ではどうすることもできな
なる。その時慌て、軍隊の出動を請ふと云つても當市には軍隊が無いのだから早速の間に合はない。それで萬一の場合を想ひ、一般
の市民に不安を懐かさぬ機にと云つて知事から軍隊の派遣を請ふたのであつた。警察として労働争議に對しての方針を從來と何等
變更した譯では無いのだが、今まで詐して居た示威運動が最初行はれた様な示威運動では無くなり、煽動運動と悪化したから絶対に
之を禁止する事にしたのである。示威運動を禁止した理由には今一つ譯がある。それは職工の中には日々の示威運動に参加する事
を苦痛にして居る者も大分あると云ふ噂を聞いたから、一は然う云ふ職工に同情をして禁した譯である。之に對して労働者側から
工場は閉鎖されるし示威運動は禁止されるしお互に集合する場所が無くて困ると云ふ申出があつたので、浜川遊園や其の他に集合
する事に厳禁するが大倉山と曾下山の二ヶ所だけで會合する事は差支へ無からうと云つて置いた。然し此の會合も不穩があると認

めれば無論直ちに解散を命ずる。示威運動の禁止は各工場や労働團體に對して此旨を徹底するやうに通知したのである。十四日に
至つて檢束者が多くなつたのは壓迫の意味では無く行政、刑事、其他違法行爲のあつたのを調べ出して檢束したのである。今後も
不法行爲があれば無論遠慮なく檢束する」云々（七、一五、神戸又新）

註二 師團當局談

「労働争議で市民は不安の念に打たれてゐる。其不安を除去する爲めと靜謐を保持する爲め萬一の場合に備ふべく有吉知事から派
兵の要求があつたのである。何分姫路と神戸とは相當の距離があるので、急場の場合には爲め取敢へず兵を派した譯だが本部隊
は地方の靜謐を保持する爲め編成されたもので職工の行動が秩序立つて正當であれば何等之れを妨げぬ考へである。此の關係上暨
ぎの中心地帯たる海港檢疫所に兵を向けたもので充分状況の推移を傍觀する。従つて今後の行動は何等決つて居らぬが憲兵隊の出
動したいとは全然目的が違つて居る」云々（七、一五、神戸又新）

尙姫路師團參謀細木中佐は狀況視察のため右派遣隊に附添ひ來神せるが、神戸聯隊區司令官納富大
佐は十五日夜神戸在郷軍人會分會長を會同せしめ紛議中の同地の勞資問題に關し會員の輕學を戒めて
左の訓示を爲したり。

我が親愛なる神戸市在郷軍人分會員諸君に告ぐ

今回市内に於ける勞資の争議は逐日高潮に進み遂に軍隊の出動を見るに到りしは眞に那家の爲め憂慮に堪へざる處なり。此際諸君
は忠良なる國民を以て自任すべき在郷軍人たるに鑑み上聖旨を奉戴し聖勅を遵奉し國家的見地より大局に著眼し苟も輕舉妄動其の
本分を誤り其の名譽を毀損する等の事なき様特に注意を望む

大正十年七月十五日

帝國在郷軍人會神戸支部長

陸軍歩兵大佐 納 富 廣 次